

# 誓約書

狭山市下水道排水設備指定工事店指定申請者及びその役員は、狭山市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印\*

（\*本人の署名又は記名押印）

（宛先）狭山市長

---

狭山市下水道排水設備指定工事店規程（第3条第1項第4号アからカ）

（指定工事店の指定）

第3条 指定工事店は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。

(1)～(3) 略

(4) 指定工事店としての指定(以下「指定」という。)を受けようとする者(法人にあっては、代表者)が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第20条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者

エ 第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員の中にアからオまでのいずれかに該当する者があるもの